証券コード　6101
平成29年５月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町12番20号

株式会社 ツガミ
代表取締役 CEO 西 嶋 尚 生

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月20日(火曜日)午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月21日（水曜日）午前10時

２．場　　所　新潟県長岡市東蔵王１丁目１番１号　当社長岡工場会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１．第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第114期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役９名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tsugami.co.jp/）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

①　新株予約権等の状況

②　連結計算書類の連結注記表

③　計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢に改善がみられるなど緩やかな回復基調が続いてきました。

工作機械業界におきましても、国内市場、欧州・米国市場とも緩やかに伸長してきております。また、中国市場では第３四半期以降回復の動きが各産業にみられました。

このような状況の下、当社グループは自動車部品関連をはじめ幅広い業種に販売を推進し売上高は前期比増収となり、利益面では増収要因に加え固定資産の売却益計上などもあり前期比増益となりました。

売上高は、前期比2.3％増の41,050百万円となりました。
国内売上は前期比8.8％減の10,305百万円、海外売上は同6.6％増の30,744百万円となり、海外比率は前期の71.8％から74.9％となりました。

また、機種別の売上では、主力の自動旋盤は前期比8.4％増の34,217百万円、研削盤は同24.3％減の3,332百万円、マシニングセンタは同12.3％減の500百万円、転造盤・専用機は同18.1％減の2,723百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は前期比45.1％増の3,083百万円、経常利益は同160.0％増の2,848百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同199.8％増の2,630百万円となりました。

②設備投資の状況

イ.当年度中に取得した主要設備

当社長岡工場	工作機械製造設備の増設
津上精密机床(浙江)有限公司	工作機械製造設備の増設

上記等の投資総額は311百万円で、自己資金を充当いたしました。

ロ.当年度中に実施した重要な固定資産の売却

当社信州工場（遊休資産）の売却

③資金調達の状況

当年度中は、社債および新株式の発行による資金調達は実施しておりません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第111期 平成25年度	第112期 平成26年度	第113期 平成27年度	第114期 平成28年度 (当連結会計年度)
売　上　高	32,225	54,132	40,132	41,050
経　常　利　益	1,932	7,745	1,095	2,848
親会社株主に帰属する当期純利益	344	5,297	877	2,630
１株当たり当期純利益	4.72円	74.37円	13.04円	41.91円
総　資　産	52,250	56,829	47,859	50,127
純　資　産	31,587	37,279	32,594	31,462
１株当たり純資産額	428.18円	522.94円	473.78円	510.43円

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ツガミマシナリー	60百万円	100.0%	工作機械の部品の販売および据付修理
㈱ツガミ総合サービス	42百万円	100.0	工場構内の建物、設備の点検・保守、損保代理業務
津上精密机床(浙江)有限公司	287百万人民元	100.0 (100.0)	工作機械の製造販売
浙江品川精密機械有限公司	35百万人民元	100.0 (100.0)	工作機械用鋳物の製造販売
TSUGAMI KOREA CO.,LTD.	1,000百万ウォン	100.0	工作機械の販売
津上精密機床(中國)有限公司	3香港ドル	100.0	持株会社
津上精密機床(香港)有限公司	490百万香港ドル	100.0 (100.0)	持株会社
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	495百万ルピー	90.9 (15.1)	工作機械の製造販売

(注)当社の議決権比率( )内は間接所有割合で内数であります。

(4) 対処すべき課題

（中長期的課題）

当社グループは、中長期的戦略として、以下の重点課題に対し積極的に取り組んでおります。

①成長分野を狙った新製品の投入

今後、成長が期待される分野、例えば環境・省エネ対応が求められる自動車向け部品、更に高度化するＨＤＤ・ＩＴ分野・医療分野等に、お客様の要請に十分応えられる新製品の市場投入に全力で取り組んでまいります。

②成長地域を狙った事業戦略

引き続き重視しなければならないアジア市場（中国・東南アジア・インド等）への生産・販売・アフターサービス体制の更なる強化を図ってまいります。

③経営の効率化と顧客満足度の向上

企業グループとしての総合力を高めるため、関係会社も含め営業・生産・管理体制の強化と高効率経営を図ってまいります。

また、引き続きお客様のニーズに合致した新製品の提供とサービスの充実に努め、常に顧客満足度の向上を目指し、お客様に信頼される経営に全力で取り組んでまいります。

以上のような活動と同時に環境保全やコンプライアンスなど、ＣＳＲ活動にも積極的に取り組み、株主やお客様をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に信頼される企業として、最大限の経営努力をしてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

精密工作機械の製造および販売

(6) 主要な営業所および工場（平成29年３月31日現在）

①当　社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東　京　都　中　央　区
営　業　所	東京、長岡、諏訪、名古屋、大阪
長　岡　工　場	新　潟　県　長　岡　市
高　見　工　場	新　潟　県　長　岡　市

（注）新潟工場は、当事業年度より使用を休止しております。

②子会社

名　　称	所　　在　　地
㈱ツガミマシナリー	神　奈　川　県　川　崎　市
㈱ツガミ総合サービス	新　潟　県　長　岡　市
津上精密机床(浙江)有限公司	中　国　浙　江　省
浙江品川精密機械有限公司	中　国　浙　江　省
TSUGAMI KOREA CO.,LTD.	韓　国　ア　ン　ニ　ャ　ン　市
TSUGAMI PRECISION ENGINEERING INDIA PRIVATE LIMITED	インド タミル・ナードゥ州オラガダム

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
1,959（95）名	345名増（10名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。使用人数が前連結会計年度末に比べ 345名増加しましたのは、主として津上精密机床（浙江）有限公司において増加したことによります。

②当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
439(83)名	0名増(10名減)	42.6歳	18.0年

（注）使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三井住友銀行	－ 百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	－ 百万円
株式会社北越銀行	－ 百万円
三井住友銀行(中国)有限公司	1,741百万円（107百万元）
三菱東京ＵＦＪ銀行(中国)有限公司	1,628百万円（100百万元）
みずほ銀行(中国)有限公司	814百万円（ 50百万元）

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは今後とも、時代の変化に対応した開発投資を積極的に行い、競争力の一層の強化、経営の効率化に引き続き取り組むことにより、企業グループの総合力を高め、株主の皆様に利益還元を図ることが基本と考えております。従いまして、企業体質の強化を図るとともに、安定配当を確保すべくグループをあげて努力してまいります。

また、株主還元策の一環としての自己株式取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすること等を目的として、その必要性、財務状況、株価動向等を総合的に判断いたしまして適切に対応してまいります。

平成29年３月期の剰余金の配当につきましては、１株につき中間配当金８円、期末配当金８円の年間16円とさせていただきました。

また、平成30年３月期の剰余金の配当につきましては、１株につき中間配当金８円、期末配当金８円の年間16円とさせていただく予定であります。

２．会社の現況

(1)株式の状況（平成29年３月31日現在）

①発行可能株式総数　　320,000,000株

②発行済株式の総数　　64,919,379株

（注）平成28年8月10日付で実施した自己株式の消却により前期末と比べて10,000,000株減少しております。

③株主数　　8,425名

④大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,392	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,149	5.24
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,592	4.32
第一生命保険株式会社	2,100	3.50
DMG森精機株式会社	2,000	3.33
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,748	2.91
CBNY−GOVERNMENT OF NORWAY 常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部	1,619	2.69
株式会社三井住友銀行	1,516	2.52
株式会社北越銀行	1,484	2.47
ツガミ取引先持株会	1,180	1.96

(注)１．持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

２．みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京精密口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数2,592千株は、株式会社東京精密が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社東京精密が留保しております。また、当社は、株式会社東京精密の株式1,033千株(出資比率2.49%)を所有しております。

３．当社は、自己株式を4,930千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

４．第一生命保険株式会社は、平成28年10月１日付で会社分割により持株会社へ移行し、「第一生命ホールディングス株式会社」に商号変更しております。なお、同社は保有するすべての当社株式を、同社の完全子会社である第一生命保険株式会社に承継しております。

(2)会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役CEO	西嶋　尚生	
代表取締役COO	本間　利雄	管理部門統括
代表取締役COO	新嶋　敏治	技術部門統括
取締役	邊　　宰賢	TSUGAMI KOREA CO.,LTD.社長
取締役	中川　威雄	ファインテック㈱ 代表取締役会長
取締役	西山　　茂	
取締役	島田　邦雄	島田法律事務所 代表パートナー
常勤監査役	早崎　敬二	
監査役	山田　健司	
監査役	内ヶ崎守邦	
監査役	吉田　　均	㈱東京精密 代表取締役社長ＣＥＯ
監査役	寺本　秀雄	第一生命ホールディングス㈱ 取締役専務執行役員ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ推進本部長 第一生命保険㈱ 取締役専務執行役員

（注）１.取締役 中川威雄氏、西山茂氏、島田邦雄氏は、社外取締役であります。
２.監査役 内ヶ崎守邦氏、吉田均氏、寺本秀雄氏は、社外監査役であります。
３.取締役 中川威雄氏、島田邦雄氏、監査役 寺本秀雄氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４.当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
取締役 唐東雷氏は、平成29年２月13日に取締役を辞任いたしました。なお、同氏は退任時において津上精密机床（浙江）有限公司の副董事長兼総経理であり、現在も同一職務であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である中川威雄氏、西山茂氏、島田邦雄氏、監査役である山田健司氏、内ヶ崎守邦氏、吉田均氏、寺本秀雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

③取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (3)	174百万円 (28)
監査役 （うち社外監査役）	5 (3)	57 (28)
合計 （うち社外役員）	13 (6)	232 (56)

（注）1.上記には、平成29年２月13日に退任した取締役１名を含んでおります。
2.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3.取締役の報酬等の額は、第109期定時株主総会において金銭報酬額として年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、また、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額80百万円以内と決議いただいております。
4.監査役の報酬等の額は、第103期定時株主総会において金銭報酬額として年額60百万円以内、また第104期定時株主総会において、この報酬等の額とは別に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内と決議いただいております。
5.報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
・ストックオプションによる報酬額
取 締 役 ８名　　40百万円（うち社外取締役 ３名 ４百万円）
監 査 役 ５名　　12百万円（うち社外監査役 ３名 ４百万円）

④社外役員に関する事項

イ.他の法人等との兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地　位 氏　名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社と兼職先との関係
取締役 中川　威雄	ファインテック㈱ ファナック㈱ オーエスジー㈱ シャープ㈱	代表取締役会長 監査役 取締役 取締役	当社はファインテック㈱との間に製品販売等の、ファナック㈱との間に製品仕入等の取引があります。当社とオーエスジー㈱およびシャープ㈱との間には特別の利害関係はありません。
取締役 西山　　茂	三井製糖㈱	監査役	当社と三井製糖㈱との間には、特別の利害関係はありません。
取締役 島田　邦雄	島田法律事務所 ヒューリックリート投資法人	代表パートナー 監督役員	当社と島田法律事務所、ヒューリックリート投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
監査役 内ヶ崎守邦	ＤＭＧ森精機㈱ ㈱太陽工機	顧問 監査役	当社とＤＭＧ森精機㈱、㈱太陽工機との間には、特別の利害関係はありません。
監査役 吉田　　均	㈱東京精密	代表取締役社長 ＣＥＯ	当社は㈱東京精密との間に製品仕入等の取引があります。
監査役 寺本　秀雄	第一生命ホールディングス㈱ 第一生命保険㈱	取締役専務執行役員ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ推進本部長 取締役専務執行役員	当社は第一生命保険㈱との間に企業年金保険等の保険契約があります。

ロ.当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主な活動状況
取締役　中 川 威 雄	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、製造業全般にわたる深い見識と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取締役　西 山　　茂	当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
取締役　島 田 邦 雄	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な弁護士の観点から発言を行っております。
監査役　内ヶ崎 守邦	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査役会５回のうち５回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監査役　吉 田　　均	当期開催の取締役会12回のうち10回に、また、監査役会５回のうち５回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
監査役　寺 本 秀 雄	当期開催の取締役会12回のうち10回に、また、監査役会５回のうち５回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(3)会計監査人の状況

①名称　　新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3.津上精密机床(浙江)有限公司は、会計監査人以外の公認会計士が計算関係書類の監査をしております。

③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して中国子会社のIPOに関連した保証報告書作成業務の対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

契約はありません。

⑥会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みおよび当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、企業価値の持続的な拡大のため、業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

当社は、取締役会において内部統制システムの基本方針を以下のように決定しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の取締役会はコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため「ツガミグループ行動規範」を制定しコンプライアンス方針を定める。

ロ. 当社の取締役および使用人が法令、定款その他社内規則および社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として「内部通報制度」を構築するとともに通報者の保護を図る。

ハ. 当社ＣＥＯ直轄部署として「監査室」を設置し、コンプライアンスの実施状況を内部監査する。

ニ. 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査役監査基準に基づき監査を実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書管理規程および情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存および管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理委員会を設置しリスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには、迅速かつ的確な施策ができるように規程およびマニュアル等を整備して、リスク管理体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規則により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して重要事項の決定を行う。

ロ. また、毎月定期的に経営会議を開催し、経営情報の共有化を図るとともに、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程を定め、子会社の経営内容を的確に把握するために、毎月「子会社業務報告会議」を開催し、子会社はその月次業績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従って、グループ事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止または最小化のために、リスク管理委員会を必要に応じ開催し、リスクの把握および適切な対策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、毎月定期的に開催される経営会議等で、重要事項の事前協議を行い、子会社の取締役会において決議することにより、効率性を確保する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、「ツガミグループ行動規範」に基づき、子会社のコンプライアンス遵守体制を確保する。

b. 毎月定期的に開催される経営会議に子会社の取締役等も参加し、内部統制に関する協議を進める。

c. 内部監査部門（監査室）は、子会社が業務の執行において法令・社内規程およびコンプライアンスを遵守していることを確認する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 当社は、監査役から請求がある場合は、監査役を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことができる。

ロ. 当社は、企業規模、業種、経営上のリスクその他当社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ. 当社は、補助使用人の取締役からの独立性の確保に努める。

ロ. 当社は、補助使用人の独立性の確保に必要な下記事項の明確化などに取り組む。

a. 補助使用人の権限

b. 補助使用人の属する組織

c. 取締役の補助使用人に対する指揮命令権を排除する。

d. 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権を付与する。

⑧監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、その職務の執行に関して、次の事項を遅滞なく監査役に報告する。

a. 会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、その事実に関する事項

b. 法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為を発見した場合は、その事実に関する事項

c. 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果

d. 内部通報制度の運用状況及び通報の内容

ロ. 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

a. 子会社の役員および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。

b. 子会社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を当社の監査役に報告する。

⑨監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない旨の体制の整備に努める。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明しうる場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて、会計監査人に報告を求める。

ハ. 監査役は、内部監査部門（監査室）と密接な連携を保ちつつ、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

⑫財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 財務報告の信頼性確保および金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制報告制度を整備する。

ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

ハ. 本制度の運用におけるモニタリング、評価、改善支援は内部監査部門（監査室）を責任部署として実施する。

⑬反社会的勢力を排除するための体制

イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察、弁護士、企業防衛協議会等の外部専門機関とも連携して対応する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下の通りであります。

①コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス方針を定めた「ツガミグループ行動規範」を当社グループの全社員に配布し、法令および定款を順守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報制度の構築、内部監査部門（監査室）によるコンプライアンス実施状況についての内部監査実施などにより実効性向上に努めております。

②リスク管理体制

「リスク管理規程」および「リスク管理実施要領規程」に従い、適宜「リスク管理委員会」を開催し、当社グループのリスクの状況把握、監視を行い、適切な対策を講じてきました。また、その状況は適宜取締役会等に報告し協議を行うなどリスク管理の強化に取り組んでおります。

③取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

④グループ管理体制

「グループ会社管理規程」に基づき、毎月開催される「経営会議」「子会社業務報告会議」等において、子会社は月次業務、財務状況その他重要な情報を報告しております。また、内部監査部門（監査室）が重要な子会社の業務監査を定期的に実施しております。

⑤監査役の職務執行

監査役は、定例の監査役会を開催している他、取締役会および経営会議などの重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役および使用人に説明を求めております。当社代表取締役、会計監査人および内部監査部門（監査室）と定期的な情報交換を行い、監査の有効性の確保を図っております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**32,468**	**流動負債**	**16,762**
現金及び預金	4,666	支払手形及び買掛金	9,606
受取手形及び売掛金	9,846	短期借入金	4,183
商品及び製品	7,108	未払法人税等	525
仕掛品	3,756	賞与引当金	232
原材料及び貯蔵品	5,249	製品保証引当金	322
未収消費税等	718	その他	1,892
繰延税金資産	488	**固定負債**	**1,902**
その他	676	繰延税金負債	1,125
貸倒引当金	△41	役員退職慰労引当金	22
固定資産	**17,659**	退職給付に係る負債	718
有形固定資産	**8,196**	その他	36
建物及び構築物	4,636	**負債合計**	**18,665**
機械装置及び運搬具	2,874	（純資産の部）	
土地	450	**株主資本**	**27,087**
リース資産	17	資本金	12,345
建設仮勘定	0	資本剰余金	478
その他	217	利益剰余金	17,250
無形固定資産	**649**	自己株式	△2,986
投資その他の資産	**8,813**	**その他の包括利益累計額**	**3,533**
投資有価証券	7,157	その他有価証券評価差額金	3,308
関連会社株式	11	為替換算調整勘定	329
関係会社出資金	915	退職給付に係る調整累計額	△104
長期貸付金	593	**新株予約権**	**842**
繰延税金資産	2	**純資産合計**	**31,462**
その他	131		
資産合計	**50,127**	**負債・純資産合計**	**50,127**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**41,050**
売上原価	**31,418**
売上総利益	**9,631**
販売費及び一般管理費	**6,547**
営業利益	**3,083**
営業外収益	**325**
受取利息	23
受取配当金	141
受取保険金	59
持分法による投資利益	11
その他	89
営業外費用	**560**
支払利息	185
手形売却損	90
為替差損	25
支払手数料	156
その他	102
経常利益	**2,848**
特別利益	**954**
固定資産売却益	871
新株予約権戻入益	35
補助金収入	47
特別損失	**135**
固定資産除却損	91
固定資産売却損	7
減損損失	26
ゴルフ会員権評価損	9
税金等調整前当期純利益	**3,666**
法人税、住民税及び事業税	1,076
法人税等調整額	△40
当期純利益	**2,630**
親会社株主に帰属する当期純利益	**2,630**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日期首残高	12,345	5,884	15,653	△4,837	29,045
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,034		△1,034
親会社株主に帰属する当期純利益			2,630		2,630
自己株式の取得				△3,734	△3,734
自己株式の処分		△25		204	179
自己株式の消却		△5,380		5,380	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△5,405	1,596	1,850	△1,958
平成29年３月31日期末残高	12,345	478	17,250	△2,986	27,087

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日期首残高	1,779	991	△123	2,647	900	32,594
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,034
親会社株主に帰属する当期純利益						2,630
自己株式の取得						△3,734
自己株式の処分						179
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,528	△662	19	885	△58	826
連結会計年度中の変動額合計	1,528	△662	19	885	△58	△1,131
平成29年３月31日期末残高	3,308	329	△104	3,533	842	31,462

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**17,756**	**流動負債**	**6,913**
現金及び預金	2,171	支払手形	4,038
受取手形	125	買掛金	1,744
売掛金	6,213	未払金	162
製品・商品	4,804	未払費用	276
仕掛品	1,107	未払法人税等	148
原材料・貯蔵品	1,891	製品保証引当金	177
未収消費税等	715	賞与引当金	169
預け金	270	その他	196
繰延税金資産	280	**固定負債**	**1,709**
その他	224	繰延税金負債	1,121
貸倒引当金	△48	退職給付引当金	551
固定資産	**15,575**	その他	36
有形固定資産	**2,699**	**負債合計**	**8,622**
建物	1,810	（純資産の部）	
構築物	45	**株主資本**	**20,721**
機械装置	255	**資本金**	**12,345**
車両運搬具	0	**資本剰余金**	**478**
工具・器具備品	119	その他資本剰余金	478
土地	450	**利益剰余金**	**10,884**
リース資産	17	利益準備金	49
無形固定資産	**58**	その他利益剰余金	10,834
電話加入権	10	繰越利益剰余金	10,834
ソフトウェア	46	**自己株式**	**△2,986**
リース資産	1	**評価・換算差額等**	**3,308**
投資その他の資産	**12,817**	その他有価証券評価差額金	3,308
投資有価証券	7,157	**新株予約権**	**679**
関係会社株式	3,913	**純資産合計**	**24,708**
関係会社出資金	1,056		
関係会社長期貸付金	611		
長期貸付金	1		
その他	77		
資産合計	**33,331**	**負債・純資産合計**	**33,331**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
売　上　高	**28,601**
売　上　原　価	**24,374**
売　上　総　利　益	**4,227**
販売費及び一般管理費	**4,137**
営　業　利　益	**89**
営　業　外　収　益	**779**
受　取　利　息	12
受　取　配　当　金	587
賃　貸　料　収　入	41
貸倒引当金戻入額	3
為　替　差　益	21
受　取　保　険　金	55
そ　の　他	58
営　業　外　費　用	**161**
貸与資産費用	30
売　上　割　引	6
手　形　売　却　損	64
休　止　費　用	27
そ　の　他	33
経　常　利　益	**706**
特　別　利　益	**905**
固定資産売却益	869
新株予約権戻入益	35
特　別　損　失	**114**
固定資産除却損	70
固定資産売却損	7
減　損　損　失	26
ゴルフ会員権評価損	9
税引前当期純利益	**1,497**
法人税、住民税及び事業税	248
法人税等調整額	△4
当　期　純　利　益	**1,253**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成28年４月１日期首残高	12,345	5,884	－	5,884	－	10,665	10,665
事業年度中の変動額							
準備金から剰余金への振替		△5,884	5,884	－			
剰余金の配当					49	△1,084	△1,034
当期純利益						1,253	1,253
自己株式の取得							
自己株式の処分			△25	△25			
自己株式の消却			△5,380	△5,380			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	△5,884	478	△5,405	49	168	218
平成29年３月31日期末残高	12,345	－	478	478	49	10,834	10,884

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成28年４月１日期首残高	△4,837	24,057	1,779	1,779	736	26,574
事業年度中の変動額						
準備金から剰余金への振替						
剰余金の配当		△1,034				△1,034
当期純利益		1,253				1,253
自己株式の取得	△3,734	△3,734				△3,734
自己株式の処分	204	179				179
自己株式の消却	5,380	－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,528	1,528	△57	1,471
事業年度中の変動額合計	1,850	△3,336	1,528	1,528	△57	△1,865
平成29年３月31日期末残高	△2,986	20,721	3,308	3,308	679	24,708

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

株式会社ツガミ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　塚　田　一　誠　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　黒　英　史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ツガミの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

株式会社ツガミ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚　田　一　誠　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　黒　英　史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ツガミの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年５月11日

株式会社ツガミ　監査役会

常勤監査役　早　崎　敬　二　㊞

監　査　役　山　田　健　司　㊞

監　査　役　内ヶ崎　守　邦　㊞

監　査　役　吉　田　　均　㊞

監　査　役　寺　本　秀　雄　㊞

(注)　監査役 内ヶ崎守邦、吉田 均、寺本秀雄は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（７名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため２名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
1	西嶋尚生（にしじまたかお） (昭和22年12月14日生)	昭和45年５月　㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成11年２月　㈱東京精密営業副本部長 平成11年５月　当社営業開発部長 津上工販㈱常務取締役 平成12年６月　当社取締役統轄本部営業開発部長 平成15年４月　当社代表取締役社長 平成18年４月　当社代表取締役社長執行役員 平成24年４月　当社代表取締役ＣＥＯ会長 兼 社長執行役員(現任)	10千株
2	新嶋敏治（にいじまとしはる） (昭和29年11月14日生)	昭和54年11月　当社入社 平成15年10月　当社技術本部自動旋盤グループ グループリーダー 平成18年４月　当社常務執行役員 技術本部長 平成20年６月　当社取締役常務執行役員 技術本部長 兼 生産本部副本部長 兼 長岡工場長 平成21年４月　当社取締役専務執行役員 長岡工場長 平成21年６月　当社代表取締役専務執行役員 長岡工場長 平成24年４月　当社代表取締役ＣＯＯ 工場管理部門統括 平成26年12月　当社代表取締役ＣＯＯ 技術部門統括(現任)	14千株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
3	本間利雄（ほんまとしお） (昭和27年８月２日生)	昭和50年４月　㈱北越銀行入行 平成14年４月　同行長岡新産支店長 平成16年４月　同行新町支店長 平成18年４月　同行直江津支店長 平成20年４月　当社常務執行役員管理部長 平成21年６月　当社取締役常務執行役員管理部長 平成23年６月　当社常勤監査役 平成25年６月　当社代表取締役ＣＯＯ 管理部門統括 平成29年４月　当社代表取締役ＣＦＯ 経理・財務部門統括(現任)	10千株
4	邊宰賢（びょんじぇひょん） (昭和31年７月10日生)	昭和57年10月　三星物産㈱機械輸入事業部 部長 平成12年７月　㈱ＤＩ社長 平成19年１月　㈱Exicon 副社長 平成22年１月　TSUGAMI KOREA CO.,LTD.社長 平成24年４月　当社上席執行役員海外統括部付部長 兼 TSUGAMI KOREA CO.,LTD.社長 平成24年６月　当社取締役上席執行役員海外統括部付部長 兼 TSUGAMI KOREA CO.,LTD.社長 平成25年６月　当社取締役顧問 兼 TSUGAMI KOREA CO.,LTD.社長 兼 TSUGAMI Universal Pte.Ltd.社長 平成26年９月　当社取締役顧問 兼 TSUGAMI KOREA CO.,LTD.社長(現任)	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
5	※ 長井伸行 (昭和31年11月18日生)	昭和54年４月　当社入社 平成12年６月　当社統括本部企画部長 平成16年４月　当社執行役員営業本部海外営業部長 平成25年４月　当社上席執行役員購買部長 平成27年２月　当社上席執行役員生産管理部長 平成27年10月　当社専務執行役員生産管理部長 平成28年10月　当社経営顧問　本社管理部長 平成29年４月　当社経営顧問　長岡工場長 兼 総務部長(現任)	53千株
6	※ 王暁坤 (昭和46年11月７日生)	平成18年１月　㈱食研　入社 平成19年11月　栄成波徳隆食品有限公司　入社　副総経理 平成23年３月　津上精密机床(浙江)有限公司　入社　営業部　副部長 平成25年１月　津上精密机床(浙江)有限公司　営業部　部長 平成25年８月　津上精密机床(浙江)有限公司　副総経理 兼 営業一部部長 平成27年12月　津上精密机床(浙江)有限公司　副総経理 兼 営業本部長 平成28年11月　津上精密机床(浙江)有限公司　董事 兼 副総経理 兼 営業本部長(現任)	0千株
7	中川威雄 (昭和13年10月12日生)	平成11年５月　東京大学名誉教授(現任) 平成12年10月　ファインテック㈱代表取締役社長 平成14年６月　日本ピラー工業㈱取締役 平成19年６月　ファナック㈱監査役(現任) 平成20年６月　当社社外取締役(現任) 平成26年２月　オーエスジー㈱取締役(現任) 平成27年４月　ファインテック㈱代表取締役会長(現任) 平成28年８月　シャープ㈱取締役(現任)	20千株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有当社株式数
8	西山（にしやま）　茂（しげる） （昭和23年３月４日生）	昭和46年６月　㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成18年６月　㈱三井住友フィナンシャルグループ代表取締役副社長 平成20年12月　ホウライ㈱代表取締役社長 平成22年６月　同社代表取締役社長 兼 社長執行役員 平成25年６月　当社社外取締役（現任） 平成25年６月　三井製糖㈱監査役（現任）	0株
9	島田（しまだ）　邦雄（くにお） （昭和34年８月16日生）	昭和61年４月　弁護士登録 岩田合同法律事務所弁護士 平成３年10月　ニューヨーク州弁護士登録 平成12年６月　みずほ債権回収㈱常務取締役（現任） 平成22年７月　島田法律事務所代表パートナー（現任） 平成23年６月　当社社外取締役（現任） 平成25年11月　ヒューリックリート投資法人監督役員（現任）	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏は、社外取締役候補者であります。
３．中川威雄氏および島田邦雄氏は、東京証券取引所へ独立役員として届出ております。
４．中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏を社外取締役として選任をお願いしますのは、高い見識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営に大所高所からアドバイスをいただけるものと判断したためであります。
５．当社は、中川威雄氏が代表取締役会長を務めますファインテック㈱へ製品等の販売（平成29年3月期実績0.6百万円）がありますが、僅少であり当該取引に起因する独立性への影響はなく、社外取締役、独立役員としての職務が適切に遂行できるものと考えております。
また、西山茂氏が平成20年6月まで取締役を務めておりました㈱三井住友フィナンシャルグループ傘下の㈱三井住友銀行は、当社の主要取引金融機関であります。
その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
６．当社は、中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。３氏が取締役に再任されました場合、当社は３氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
７．中川威雄氏、西山茂氏および島田邦雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、中川威雄氏が９年、西山茂氏が４年、島田邦雄氏が６年であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役 山田健司氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有当社 株式数
米山賢司 （よねやまけんじ） （昭和40年３月７日生）	昭和63年４月　㈱北越銀行入行 平成23年４月　同行石山支店長 平成25年４月　同行神田支店長 平成27年４月　当社管理部付顧問 経理担当 平成27年10月　当社常勤顧問管理部付部長 財務・総務担当 平成28年４月　当社常勤顧問管理部付部長 経理担当 平成29年４月　当社常勤顧問 経理部担当（現任）	0株

（注）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、特に有利な条件により株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員およびこれに準ずる使用人に対して、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の株価や業績との連動性をより高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株価上昇および業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

２．本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権86個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式86,000株を上限とし、下記(3)①により対象株式数（以下に定義する。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

ⅰ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ⅱ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

ⅰ 新株予約権者は、上記③の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から７営業日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ⅱ その他の新株予約権行使の条件については、取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

新潟県長岡市東蔵王１丁目１番１号　㈱ツガミ長岡工場会議室
電話　0258(35)0850(代)

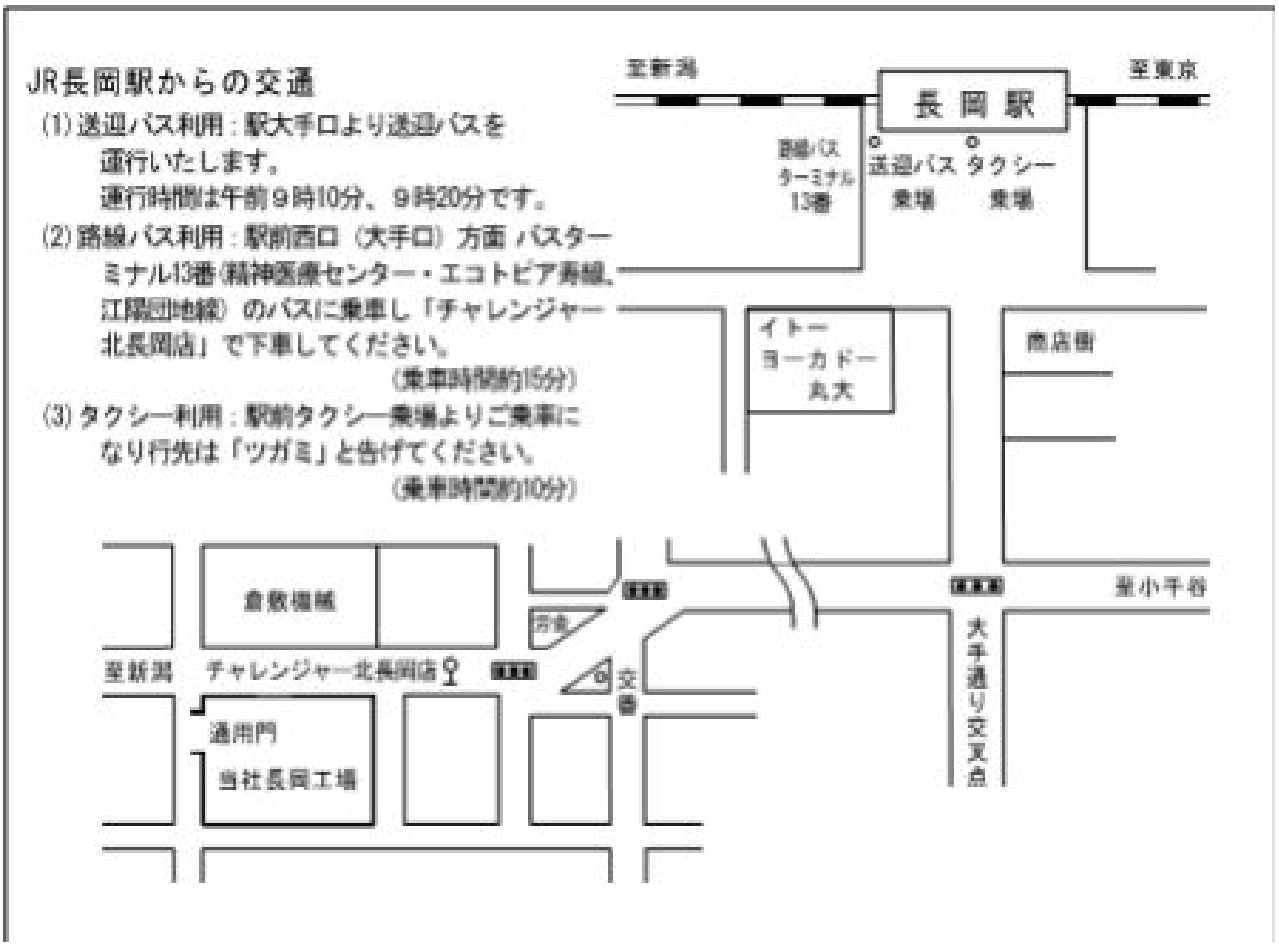

※通用門よりご来場ください。